



鳥取県公報

平成 26 年 10 月 31 日(金)
号外第 102 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則 (51) (医療政策課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

看護職員修学資金及び看護職員奨学金の返還に係る債務の免除要件を拡大したことに伴い、当該債権の履行猶予の要件を拡大する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 貸付金の返還に係る債務の履行の猶予の要件に次に掲げる場合を加える。

ア 修学生等であった者が、病院、診療所等以外の県内の施設において看護職員等の業務に従事している場合であって、業務開始後5年を経過するまでの間にあるとき。

イ 修学生等であった者が、看護職員養成施設等を卒業後2年を経過していない場合であって、看護職員の免許を取得していないとき。

(2) 看護職員修学資金の貸付方法を3月分ずつ（現行 毎月1月分ずつ）に改める。

(3) 看護職員奨学金の返還方法を月賦均等払（現行 一括返還）とする。

(4) 貸付金の債務の返還の始期を、貸付が終了した日から起算して6月を経過する日（現行 看護職員の免許を取得した日）の属する月の翌月とするとともに、毎月の返還額が5万円を超えることとなる修学生等は知事に申し出て、毎月の返還額を2割減じた額とできるようにする。

(5) 貸付金の返還に係る債務の履行を猶予されている者は、毎年5月31日までに就業状況等を知事に報告しなければならないこととする。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日等

ア 施行期日は、平成27年4月1日とする(2)に関する事項を除き、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第51号

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県看護職員修学資金等貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 看護職員養成施設 次に掲げる学校又は養成所をいう。</p> <p>ア 法第19条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する保健師養成所</p> <p>イ 法第20条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する助産師養成所</p> <p>ウ 法第21条第1号に規定する<u>大学、同条第2号に規定する学校又は同条第3号に規定する看護師養成所</u></p> <p>エ 法第22条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する准看護師養成所</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(修学資金等借受者の資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 この規則に定めるところにより、奨学金の貸付けを受けることができる者は、鳥取大学の看護学を履修する課程に地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学枠により入学し、同課程に在学している者とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 看護職員養成施設 次に掲げる学校又は養成所をいう。</p> <p>ア 法第19条第1号に規定する<u>文部科学大臣の指定した学校又は同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所</u></p> <p>イ 法第20条第1号に規定する<u>文部科学大臣の指定した学校又は同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所</u></p> <p>ウ 法第21条第1号に規定する<u>文部科学大臣の指定した学校又は同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所</u></p> <p>エ 法第22条第1号に規定する<u>文部科学大臣の指定した学校又は同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>看護師等免許 法第3条又は第5号に規定する厚生労働大臣の免許をいう。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(修学資金等借受者の資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 この規則に定めるところにより、奨学金の貸付けを受けることができる者は、鳥取大学の看護学を履修する課程 <u>(第13条第2項第1号において「看護学履修課程」という。)</u> に地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学枠により入学</p>

<p>(修学資金の額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 修学資金の貸付期間は、その貸付けを受けることとなる日の属する月から看護職員養成施設を卒業し、又は大学院の修士課程を修了する日の属する月までとする。<u>ただし、貸付金の総額は、看護職員養成施設又は大学院の修士課程の正規の修業年限の期間分を限度とする。</u></p> <p>3 修学資金は、<u>毎年度、4月、7月、10月及び1月に、それぞれ3月分をまとめて貸し付ける。</u>ただし、知事が必要と認めるときは、<u>4月分以上をまとめて貸し付けることができる。</u></p> <p>4 略</p>	<p>し、同課程に在学している者とする。</p> <p>(修学資金の額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 修学資金の貸付期間は、その貸付けを受けることとなる日の属する月から看護職員養成施設を卒業し、又は大学院の修士課程を修了する日の属する月までとする。</p> <p>3 修学資金は、<u>毎月1月分ずつ貸し付ける。</u>ただし、知事が必要と認めるときは<u>2月分以上をまとめて貸し付けることができる。</u></p> <p>4 略</p>
<p>(修学資金借用証書の提出等)</p> <p>第10条 修学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学生（修学生が死亡したときは、その連帯保証人）は、該当することとなった日の翌日から2週間以内に修学資金借用証書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生（奨学生が死亡したときは、その連帯保証人）は、直ちに奨学金借用証書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(修学資金借用証書の提出等)</p> <p>第10条 修学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学生（修学生が死亡したときは、その連帯保証人）は、該当することとなった日の翌日から2週間以内に修学資金借用証書（様式第5号）<u>及び修学資金返還明細書（様式第6号）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生（奨学生が死亡したときは、その連帯保証人）は、直ちに奨学金借用証書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>(貸付金の返還)</p> <p>第11条 修学生又は奨学生は、<u>次に掲げる日の属する月の翌月から、月賦払の方法により、貸付金を返還しなければならない。</u></p> <p>(1) 第9条第1項前段の規定により修学資金又は<u>奨学金の貸付けを打ち切られたときは、同項各号のいずれかに該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>第4条第2項又は第5条第2項に規定する修学資金又は奨学金の貸付期間が終了したときは、当該貸付期間が終了した日から6月を経過する日</u></p>	<p>(貸付金の返還)</p> <p>第11条 <u>看護職員養成施設の在学中に修学資金の貸付けを受けた修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内（第13条の規定により猶予された期間がある場合にあっては、当該猶予期間を加算した期間内）に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。</u></p> <p>(1) 第9条第1項前段の規定により修学資金の貸付けを打ち切られたとき <u>同項各号のいずれかに該当することとなった日</u></p> <p>(2) <u>修学資金の貸付けを打ち切られることなく看護職員養成施設を卒業した場合</u></p>

2 修学生又は奨学生が前項の規定により毎月返還する貸付金の額は、貸付金の総額（貸付金の返還に係る債務の一部の免除を受けた者にあつては、当該免除後の債務の総額）をその貸付期間の月数で除して得た額とする。ただし、その額が5万円を超える場合において、修学生又は奨学生から申出があつたときは、その額に5分の4を乗じて得た額とする。

ア 卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得したとき 当該免許の日

イ 卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得しなかったとき 卒業した日から1年を経過した日

2 大学院の修士課程の在学中に修学資金の貸付けを受けた修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内（第13条の規定により猶予された期間がある場合にあつては、当該猶予期間を加算した期間内）に、月賦均等払の方法により、貸付金を返還しなければならない。

(1) 第9条第1項前段の規定により修学資金の貸付けを打ち切られたとき 同項各号のいずれかに該当することとなった日

(2) 修学資金の貸付けを打ち切られることなく大学院の修士課程を修了したとき 修了した日から1年を経過した日

3 奨学生は、次の表の左欄に掲げる事由に該当するときは、それぞれ同表の右欄に定める方法により貸付金を返還しなければならない。

事由	方法
(1) 第9条第1項前段の規定により奨学金の貸付けを打ち切られたとき。	左欄各号に掲げる事由に該当することとなった日から1月以内に一括返還（同欄第3号に掲げる事由に該当する場合において、貸付金の返還に係る債務の一部が免除されたときは、当該免除された日の翌月から奨学金の貸付期間に相当する期間内に月賦均等払）
(2) 鳥取大学を卒業した日から2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間。次号及び第13条第2項第3号において同じ。）以内に看護師等免許を取得しなかったとき。	
(3) 鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師等免許を取得したとき。	

3 修学生又は奨学生は、前2項の規定にかかわらず、貸付金を繰り上げて返還することができる。

4 前3項の規定は、返還期日前に貸付金を返還することを妨げない。

<p>(償還の免除)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>2 県内において看護職員又は看護教員の業務に従事した期間を計算する場合には、これらの業務に従事した日の属する月の初日から業務に従事しなくなった日の属する月の末日までの期間によるものとする。</u></p> <p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第13条 知事は、修学生であった者（修学資金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1) <u>看護職員養成施設又は大学院の修士課程若しくは博士課程（これと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程を含む。）に在学しているとき。</u></p> <p>(2) <u>大学院の修士課程を修了後1年を経過する日までの間にあるとき。</u></p> <p>(3) <u>看護職員の免許を取得していない場合であつて、看護職員養成施設を卒業後2年を経過する日までの間にあるとき。</u></p> <p>(4) <u>県内において看護職員又は看護教員の業務に従事している場合であつて、これらの業務を開始後5年間を経過する日までの間にあるとき。ただし、第2条第2号ウに掲げる学校又は養成所を卒業した者にあつては、准看護師以外の看護職員の免許を取得している場合に限る。</u></p>	<p>(償還の免除)</p> <p>第12条 略</p> <p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第13条 知事は、修学生であった者（修学資金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1) <u>第9条第1項前段の規定により修学資金の貸付けを打ち切られた後も、引き続き看護職員養成施設又は大学院の修士課程に在学しているとき。</u></p> <p>(2) <u>他の看護職員養成施設又は大学院の修士課程若しくは博士課程（これと同等以上であると知事が認める外国の大学の課程を含む。以下同じ。）に在学しているとき。</u></p> <p>(3) <u>看護職員養成施設に係る修学生であった者が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（エに掲げる施設にあつては、保健師の業務に限る。）又は看護教員（看護職員養成施設において看護学分野の科目を担当し、専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。）の業務に従事しているとき。</u></p> <p>ア 病院</p> <p>イ 診療所</p> <p>ウ <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設（以下「医療型障害児入所施設」という。）</u></p> <p>エ <u>地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に規定する特定町村</u></p> <p>オ <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）</u></p> <p>カ <u>介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護に係るものに</u></p>
--	--

(5) 自らの妊娠、出産又は育児を理由として、前号に規定する業務に従事しなくなった場合であって、当該業務に従事しなくなった日から養育している子が3歳に達するまでの間にあるとき。

(6) 略

(7) 略

2 知事は、奨学生であった者（奨学金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

(1) 鳥取大学の看護に関する専門知識を習得をさ

る。）又は同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第4項に規定する介護予防訪問看護に係るものに限る。）を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）

キ 看護職員養成施設

(4) 大学院の修士課程に係る修学生であった者が、県内の次に掲げる施設において看護職員の業務（エに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）又は看護教員の業務に従事しているとき。

ア 病院

イ 診療所

ウ 医療型障害児入所施設

エ 保健所及び市町村

オ 介護老人保健施設

カ 訪問看護事業所

キ 看護職員養成施設

(5) 第3号の場合に該当する修学生であった者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該施設を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。

ア 自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間

イ 出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間

ウ 3歳に達しない子を養育している間（イに掲げる期間を除く。）

(6) 第4号の場合に該当する修学生であった者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該施設を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。

ア 自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間

イ 出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間

ウ 3歳に達しない子を養育している間（イに掲げる期間を除く。）

(7) 略

(8) 略

2 知事は、奨学生であった者（奨学金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

(1) 第9条第1項前段の規定により奨学金の貸付

せることを目的とした課程又は鳥取県立倉吉総合看護専門学校助産学科に在学しているとき。

(2) 看護職員の免許を取得していない場合であつて、鳥取大学を卒業後2年を経過する日までの間にあるとき。

(3) 県内において常勤の看護職員（1週間当たりの勤務時間が32時間以上であるものに限る。）又は常勤の看護教員の業務に従事している場合であつて、これらの業務を開始後6年を経過する日までの間にあるとき。

(4) 自らの妊娠、出産又は育児を理由として、前号に規定する業務に従事しなくなった場合であつて、当該業務に従事しなくなった日から養育している子が3歳に達するまでの間にあるとき。

(5)・(6) 略

(貸付金の返還に係る申出等)

第14条 修学生であつた者又は奨学生であつた者は、前条の規定による貸付金の返還に係る債務の履行猶予を受ける場合を除き、第11条第1項各号に掲げる日の翌日から2週間以内に、修学資金・奨学金返還計画書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 条例の規定による貸付金の返還に係る債務の免除又は前条の規定による貸付金の返還に係る債務の履行猶予を受けようとする者は、直ちに修学資金・奨学金返還免除申請書（様式第8号）又は修学資金・奨学金返還猶予申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

3 略

4 前条の規定による貸付金の返還に係る債務の履行

けを打ち切られた後も、引き続き看護学履修課程に在学しているとき。

(2) 鳥取大学の大学院の修士課程若しくは博士課程又は鳥取県立倉吉総合看護専門学校助産学科に在学しているとき。

(3) 鳥取大学を卒業した日から2年以内に看護師等免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに、県内の次に掲げる施設において常勤の看護職員（病院又は診療所において定める助産師又は看護師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する助産師又は看護師をいう。第16条第1項において同じ。）又は常勤の看護教員の業務に従事しているとき。

ア 病院
イ 診療所
ウ 医療型障害児入所施設
エ 看護職員養成施設

(4) 前号の場合に該当する者が、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該施設を退職し、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。

ア 自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間
イ 出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間
ウ 3歳に達しない子を養育している間(イに掲げる期間を除く。)

(5)・(6) 略

(返還の債務の免除及び履行猶予の申請並びに決定通知)

第14条

条例の規定による貸付金の返還に係る債務の免除又は前条の規定による貸付金の返還に係る債務の履行猶予を受けようとする者は、直ちに修学資金・奨学金返還免除申請書（様式第8号）又は修学資金・奨学金返還猶予申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

2 略

猶予を受けている者は、同条第1項各号又は第2項各号に該当しなくなったときは、条例の規定による貸付金の返還に係る債務の全部の免除を受ける場合を除き、速やかに修学資金・奨学金返還計画書を知事に提出しなければならない。

(延滞金)

第15条 修学生であった者又は奨学生であった者は、正当な理由がなくて、毎月貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その延滞金額に年14.6パーセントの割合と租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

(届出等)

第16条 修学生及び奨学生並びに修学生であった者及び奨学生であった者（以下この条において「修学生等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 県内において看護職員又は看護教員の業務に従事したとき 就業届（様式第16号）

(8) 第13条第1項第5号若しくは第2項第4号の妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき、又は当該子を養育しなくなったときその他当該子の養育状況が変わったとき 養育状況等変更届（様式第17号）

(9) 略

(10) 県内における看護職員又は看護教員の業務を廃止したとき 業務廃止届（様式第19号）

(延滞金)

第15条 修学生であった者は、正当な理由がなくて、毎月貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その延滞金額に年14.6パーセントの割合と租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

2 奨学生であった者は、正当な理由がなくて、貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その延滞金額に年14.6パーセントの割合と租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

(届出)

第16条 修学生及び奨学生並びに修学生であった者及び奨学生であった者（以下この条において「修学生等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 第13条第1項第3号若しくは第4号又は同条第2項第3号に掲げる施設において看護職員、常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務に従事したとき 就業届（様式第16号）

(8) 第13条第1項第5号若しくは第6号若しくは同条第2項第4号の妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき、又は当該子を養育しなくなったときその他当該子の養育状況が変わったとき 養育状況等変更届（様式第17号）

(9) 略

(10) 看護職員、常勤の看護職員又は常勤の看護教員の業務を廃止したとき 業務廃止届（様式第19号）

(11)・(12) 略
 2・3 略
 4 第13条第1項第1号若しくは第4号又は同条第2項第1号若しくは第3号に該当して貸付金の返還に係る債務の履行を猶予されている修学生等は、就業(在学)状況報告書(様式第24号)を毎年5月31日までに知事に提出しなければならない。

様式第1号(第7条関係)

修学資金貸付申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 郵便番号
 住 所
ふりがな
 氏 名 ㊟
生年月日 年 月 日生(歳)
 電話番号

修学資金の貸付けを受けたいので、連帯保証人となる者と連署し、関係書類を添えて申請します。

1 略
 2 貸付希望期間 年 月から
 年 月まで(年間)
 3 略
 4 学年 年課程 第 学年
 上記申請に同意し、申請者が修学資金の貸付けを受けたときは保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 郵便番号
 住 所
ふりがな
 氏 名 ㊟
 年 月 日生(歳)
 本人との関係

様式第2号(第7条関係)

誓約書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号

(11)・(12) 略
 2・3 略

様式第1号(第7条関係)

修学資金貸付申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 郵便番号
 住 所
 氏 名 ㊟
 電話番号

修学資金の貸付けを受けたいので、連帯保証人となる者と連署し、関係書類を添えて申請します。

1 略
 2 貸付希望期間 年 月から
 年 月まで
 3 略
 4 学年
 上記申請に同意し、申請者が修学資金の貸付けを受けたときは保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住 所
 氏 名 ㊟
 年 月 日生
 本人との関係

様式第2号(第7条関係)

誓約書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
氏 名 ㊟
年 月 日生

修学生・奨学生として採用された上は、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則を堅く守り、学業に励むとともに、卒業し、看護職員の免許を取得した後は直ちに鳥取県内において、看護職員の業務に従事し、及び修学資金・奨学金の返還の事由が生じた場合は遅滞なく返還することを誓約します。

様式第4号（第7条関係）

奨学金貸付申請書

年 月 日

鳥取県知事 様
申請者 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名 ㊟
生年月日 年 月 日生（ 歳）
電話番号

奨学金の貸付けを受けたいので、連帯保証人となる者と連署し、関係書類を添えて次のとおり申請します。

略

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名 ㊟
年 月 日生（ 歳）
本人との関係

様式第5号（第10条関係）

収 入

修学資金借用証書

印 紙

一 借用金額

金 円也

住 所
氏 名 ㊟
年 月 日生

修学生・奨学生として採用された上は、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則を堅く守り、学業に励むとともに、卒業後は、鳥取県の地域医療に貢献することを誓います。

様式第4号（第7条関係）

奨学金貸付申請書

年 月 日

鳥取県知事 様
申請者 郵便番号
住 所
氏 名 ㊟
電話番号

奨学金の貸付けを受けたいので、連帯保証人となる者と連署し、関係書類を添えて次のとおり申請します。

略

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ㊟
年 月 日生
本人との関係

様式第5号（第10条関係）

収 入

修学資金借用証書

印 紙

一 借用金額

金 円也

私は鳥取県修学生として上記の額の修学資金の貸付けを受けました。ついては、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の規定に従い滞りなく返還します。

修学生 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

私は が鳥取県修学生として修学資金の貸付けを受けましたので、上記の返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号
本人との関係

年 月 日

鳥取県知事 様

様式第8号（第14条関係）

修学資金・奨学金返還免除申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号
連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

次のとおり、修学資金・奨学金の返還を免除くださるようお願いします。

1 貸付決定番号 第 号

私は鳥取県修学生として上記の額の修学資金の貸付けを受けました。ついては、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の規定及び返還明細書に従い滞りなく返還します。

修学生 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

私は が鳥取県修学生として修学資金の貸付けを受けましたので、上記の返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日

鳥取県知事 様

様式第8号（第14条関係）

修学資金・奨学金返還免除申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号
連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

次のとおり、修学資金・奨学金の返還を免除くださるようお願いします。

1 決定番号 第 号

2～6 略

添付書類 就業期間を証する書類

様式第9号（第14条関係）

修学資金・奨学金返還猶予申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号
 住 所
 氏 名 ㊟
 電話番号
 連帯保証人 郵便番号
 住 所
 氏 名 ㊟
 電話番号

次のとおり、修学資金・奨学金の返還を猶予くださるようお願いいたします。

- 1 貸付決定番号 第 号
- 2 返還月数 か月
- 3 返還済月数 か月

4～6 略

7 理 由

- (1) 看護職員養成施設等に在学、進学
- (2) 県内において看護職員又は看護教員の業務に従事
- (3) 妊娠、出産又は育児のため退職
- (4) その他（ ）

様式第10号（第16条関係）

氏名（住所）変更届

年 月 日

2～6 略

様式第9号（第14条関係）

修学資金・奨学金返還猶予申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号
 住 所
 氏 名 ㊟
 電話番号
 連帯保証人 郵便番号
 住 所
 氏 名 ㊟
 電話番号

次のとおり、修学資金・奨学金の返還を猶予くださるようお願いいたします。

- 1 決定番号 第 号
- 2 返還期間 年 月から
年 月まで
- 3 返還済期間 年 月から
年 月まで

4～6 略

7 理 由

注 鳥取県看護職員修学資金等貸付規則第13条第1項第5号若しくは第6号又は同条第2項第4号に該当して申請書を提出する場合には、5の「希望の返還猶予期間」には、妊娠又は出産により猶予を希望するときから3歳に達しない子を養育するまでの間の通算した期間を記入できること。

様式第10号（第16条関係）

氏名（住所）変更届

年 月 日

鳥取県知事 様

貸付決定番号 第 号
修学生・奨学生 氏名

次のとおり住所（氏名）を変更いたしましたので、
お届けします。

略		
ふりがな		
氏 名		
略		

様式第11号（第16条関係）

修学資金辞退届

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生 郵便番号
住 所
氏 名 ㊟
電話番号
連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ㊟
電話番号

下記理由により、修学資金の貸付けを辞退します。
なお、現在までの貸付けを受けた修学資金の借受済
期間及び借用済総額は次のとおりです。

1 貸付決定番号 第 号
2～5 略

様式第12号（第16条関係）

休学・停学届

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号
住 所
氏 名 ㊟

鳥取県知事 様

決定番号 第 号
修学生・奨学生 氏名
（連帯保証人）

次のとおり住所（氏名）を変更いたしましたので、
お届けします。

略		
氏 名		
略		

様式第11号（第16条関係）

修学資金辞退届

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生 郵便番号
住 所
氏 名 ㊟
電話番号
連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ㊟
電話番号

下記理由により、修学資金の貸付けを辞退します。
なお、現在までの貸付けを受けた修学資金の借受済
期間及び借用済総額は次のとおりです。

1 決定番号 第 号
2～5 略

様式第12号（第16条関係）

休学・停学届

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号
住 所
氏 名 ㊟

電話番号

下記のとおり休学・停学しました。

1 貸付決定番号 第 号

2～5 略

注 略

様式第13号（第16条関係）

復学届

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり復学しました。

1 貸付決定番号 第 号

2～5 略

注 略

様式第14号（第16条関係）

転学等・退学届

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり転学・転学部・転科・退学しました。

なお、修学資金又は奨学金は、 年 月分から
年 月分まで貸付けを受けております。

1 貸付決定番号 第 号

2～8 略

注 略

様式第15号（第16条関係）

電話番号

下記のとおり休学・停学しました。

1 決定番号 第 号

2～5 略

注 略

様式第13号（第16条関係）

復学届

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり復学しました。

1 決定番号 第 号

2～5 略

注 略

様式第14号（第16条関係）

転学等・退学届

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり転学・転学部・転科・退学しました。

なお、修学資金又は奨学金は、 年 月分から
年 月分まで貸付けを受けております。

1 決定番号 第 号

2～8 略

注 略

様式第15号（第16条関係）

卒業（修了）届

年 月 日
鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり卒業（修了）しましたので、お届けします。

- 1 貸付決定番号 第 号
- 2・3 略

上記のとおり相違ありません。

養成施設名
施設等の長 ㊟

注 卒業証書の写しを添付することにより、施設等の長の証明を省略できます。

様式第16号（第16条関係）

就業届

鳥取県知事 様

年 月 日から看護職員として就業したので、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
電話番号

貸付決定番号	第 号
就業施設名	
住 所	
略	
免許の種類別	保健師・助産師・看護師・ 准看護師
略	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

卒業（修了）届

年 月 日
鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり卒業（修了）しましたので、お届けします。

- 1 決定番号 第 号
- 2・3 略

上記のとおり相違ありません。

施設等の長 ㊟

様式第16号（第16条関係）

就業届

鳥取県知事 様

年 月 日から看護職員として就業したので、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号
届出者 住 所
氏 名
電話番号

決定番号	第 号
就業の場所	
略	
免許の種類別	
略	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

<p style="text-align: center;">就業施設名 住 所 雇用主氏名 ㊟ 電 話 番 号 <u>(法人にあつては、名称及び 代表者の氏名)</u></p> <p>様式第17号 (第16条関係)</p> <p style="text-align: center;">養育状況等変更届 年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">修学生・奨学生 郵便番号 住 所 氏 名 電 話 番 号</p> <p>修学資金の返還猶予に係る子の養育状況等について 変更が生じたので、鳥取県看護職員修学資金等貸付規 則第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ま す。</p> <p>1 <u>貸付決定番号</u> 第 号 2・3 略</p> <p>様式第18号 (第16条関係)</p> <p style="text-align: center;">就業場所移転届 年 月 日 鳥取県知事 様 修学生・奨学生 郵便番号 住 所 氏 名 電 話 番 号</p> <p>下記のとおり、就業場所を移転しましたので、お届 けします。</p> <p>1 <u>貸付決定番号</u> 第 号 2 略 3 <u>就業施設名</u> 新 旧</p>	<p style="text-align: center;">就業施設名 雇用主氏名 ㊟</p> <p>様式第17号 (第16条関係)</p> <p style="text-align: center;">養育状況等変更届 年 月 日</p> <p>職 氏名 様</p> <p style="text-align: center;">修学生・奨学生 郵便番号 住 所 氏 名 電 話 番 号</p> <p>修学資金の返還猶予に係る子の養育状況等について 変更が生じたので、鳥取県看護職員修学資金等貸付規 則第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ま す。</p> <p>1 <u>決定番号</u> 第 号 2・3 略</p> <p>様式第18号 (第16条関係)</p> <p style="text-align: center;">就業場所移転届 年 月 日 鳥取県知事 様 修学生・奨学生 郵便番号 住 所 氏 名 電 話 番 号</p> <p>下記のとおり、就業場所を移転しましたので、お届 けします。</p> <p>1 <u>決定番号</u> 第 号 2 略 3 <u>就業の場所</u> 新 旧</p>
---	--

4 新しい就業施設での職種
 上記のとおり相違ないことを証明します。
 年 月 日

新就業施設名
住 所
 雇用主氏名 ㊟
電 話 番 号
(法人にあつては、名称及び
代表者の氏名)

様式第19号 (第16条関係)

業務廃止届

年 月 日
 鳥取県知事 様
 修学生・奨学生 郵便番号
 住 所
 氏 名
 電話番号

年 月 日付で看護職員としての業務を廃止したので、お届けします。

- 1 貸付決定番号 第 号
- 2 就業施設名
- 3 略

上記のとおり相違ないことを証明します。
 年 月 日

就業施設名
住 所
 雇用主氏名 ㊟
電 話 番 号
(法人にあつては、名称及び
代表者の氏名)

様式第20号 (第16条関係)

連帯保証人氏名 (住所) 変更届

年 月 日
 鳥取県知事 様
 貸付決定番号 第 号
 修学生・奨学生 氏名

4 新しい就業場所での職種
 上記のとおり相違ないことを証明します。
 年 月 日

新就業施設名
 雇用主氏名 ㊟

様式第19号 (第16条関係)

業務廃止届

年 月 日
 鳥取県知事 様
 修学生・奨学生 郵便番号
 住 所
 氏 名
 電話番号

年 月 日付で看護職員としての業務を廃止したので、お届けします。

- 1 就業の場所
- 2 略

上記のとおり相違ないことを証明します。
 年 月 日

就業施設名
 雇用主氏名 ㊟

様式第20号 (第16条関係)

連帯保証人氏名 (住所) 変更届

年 月 日
 鳥取県知事 様
 決定番号 第 号
 修学生・奨学生 氏名

下記のとおり連帯保証人が、住所（氏名）を変更いたしましたので、お届けします。

略		
ふりがな		
氏 名		
略		

様式第21号（第16条関係）

免許取得届

鳥取県知事 様

看護職員の免許を取得したので、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

貸付決定番号	第	号
略		

添付書類 看護職員の免許証の写し又は看護職員の免許登録済証明書の写し（ただし、鳥取県知事が交付した准看護師免許証の取得者は、当該免許証の写しを省略することができる。）

<免許登録済証明書（写） 貼付欄>

様式第22号（第16条関係）

死亡届

年 月 日

鳥取県知事 様

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

下記の修学生・奨学生が死亡しましたので、死亡を

下記のとおり連帯保証人が、住所（氏名）を変更いたしましたので、お届けします。

略		
氏 名		
略		

様式第21号（第16条関係）

免許取得届

鳥取県知事 様

看護職員の免許を取得したので、鳥取県看護職員修学資金等貸付規則第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

決定番号	第	号
略		

添付書類 看護職員の免許証の写し又は看護職員の免許登録済証明書の写し（ただし、鳥取県知事が交付した准看護師免許証の取得者は、当該免許証の写しを省略することができる。）

様式第22号（第16条関係）

死亡届

年 月 日

鳥取県知事 様

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

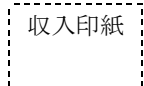
下記の修学生・奨学生が死亡しましたので、死亡を

<p>証する書類を添えてお届けします。</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>貸付決定番号</u> 第 号</p> <p>3～5 略</p> <p>様式第23号（第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">保証人変更届</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: center;"><u>貸付決定番号</u></p> <p>修学生・奨学生 郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、関係書類を添えてお届けします。</p> <p>1 略</p> <p>2 新保証人 郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;"><u>ふりがな</u></p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生年月日</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>3～5 略</p> <p>修学資金・奨学金返還の債務を本人と連帯して負担します。</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人 氏名 ㊟</p> <p>注 略</p>	<p>証する書類を添えてお届けします。</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>決定番号</u> 第 号</p> <p>3～5 略</p> <p>様式第23号（第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">保証人変更届</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: center;">修学生・奨学生 郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、関係書類を添えてお届けします。</p> <p>1 略</p> <p>2 新保証人 郵便番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生年月日</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>3～5 略</p> <p>修学資金・奨学金返還の債務を本人と連帯して負担します。</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人 氏名 ㊟</p> <p>注 略</p>
---	---

第2条 鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部を次のように改正する。

様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

様式第6号（第10条関係）



奨学金借用証書

一 借入金額

金 円也

私は鳥取県奨学生として上記の額の奨学資金の貸付けを受けました。ついては、鳥取県看護職員修学資金等貸

付規則の規定に従い滞りなく返還します。

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名 ㊟
電話番号

私は が鳥取県奨学生として奨学資金の貸付けを受けましたので、上記の返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ㊟
電話番号
本人との関係

年 月 日

鳥取県知事 様

様式第7号（第14条関係）

修学資金・奨学金返還計画書

年 月 日

鳥取県知事 様

修学生・奨学生 郵便番号
住 所
氏 名 ㊟
電話番号
連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ㊟
電話番号
本人との関係

借受けた修学資金・奨学金を下記のとおり返還します。

貸付決定番号		返還総額	円
ふりがな 氏 名	年 月 日生	養成施設（大学院（研究科））名	
借 受 金 額	借 受 期 間	借 受 月 数	借 受 金
	年 月 から 年 月 まで		
	年 月 から 年 月 まで		
	年 月 から 年 月 まで		
	合 計	月	

返還方法及び1回の返還額	1 月賦均等払（毎月の返還額 円 返還回数 回） 2 一括払
支払方法	1 納入通知書（金融機関の窓口での払込み） 2 口座振替払
返還期間	年 月から 年 月まで
返還理由	1 退学・辞退（年 月 日） 2 未就業 3 県外就業（就業施設名 ） 4 退職（退職理由 ） 5 返還債務の一部免除（貸付月数<就業月数の場合） 6 その他（ ）

1 「返還方法及び1回の返還額」の欄については、月賦均等払又は一括払のいずれかを選択して記載すること。月賦均等払の毎月の返還額は、貸付月額（返還月額が5万円を超える場合で修学生又は奨学生が申出するときは、貸付月額に5分の4を乗じて得た額）とすること。

2 「支払方法」の欄で、口座振替払を選択した場合は、鳥取県口座振替依頼書を提出すること。

様式第23号の次に次の1様式に加える。

様式第24号（第16条関係）

就業（在学）状況報告書

鳥取県知事 様

本年4月1日現在の就業（在学）状況について、下記のとおり報告します。

年 月 日

報告者 貸付決定番号
郵便番号
住 所
氏 名
電 話 番 号

就業状況		在学状況	
在職施設名		在養成所名	
職 種		在籍課程	
免許の種別	保健師・助産師・看護師・准看護師	在籍学年	
就業の期間	年 月 日から 年 月 日まで	在学の期間	年 月 日から年 月 日まで

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

施設（養成所）名
住 所
電 話 番 号
代 表 者 氏 名 ㊞

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県看護職員修学資金等貸付規則第4条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県看護職員修学資金等貸付規則（以下「新規則」という。）第11条第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に看護職員養成施設を卒業し、若しくは大学院の修士課程を修了する修学生又は鳥取大学を卒業する奨学生について適用し、施行日前に看護職員養成施設を卒業し、若しくは大学院の修士課程を修了した修学生又は鳥取大学を卒業した奨学生については、なお従前の例による。
- 3 新規則第11条第2項の規定は、施行日以後に開始する貸付金の返還について適用し、施行日前に開始した貸付金の返還については、なお従前の例による。